

大鹿村地域ブランド認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大鹿村ブランドづくりを推進し地域振興を図るため、大鹿村地域ブランド推進協議会（以下「協議会」という。）が一定の基準以上の条件を備えた加工品等を認定する「大鹿村地域ブランド認定制度」（以下「認定制度」という。）について必要な事項を定める。

(対象加工品等)

第2条 認定の対象となる加工品等は、農業、林業、漁業若しくは製造業等を営む者又はこれらの者で組織する法人その他団体（定款や規約等を有しているものに限る。）で、原則として大鹿村に住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）を有する者（以下、「事業者」という。）が生産・製造した加工品、手工芸品（以下、「大鹿景清・鹿丸のお墨付商品」という。）とする。

(認定基準)

第3条 「大鹿景清・鹿丸のお墨付商品」は、次に掲げる要件を満たすものであること。

- (1) 生産・製造については、次のいずれかの要件を満たすものであること。
 - ① 大鹿村内で生産された原材料を使って製造又は加工したものであること。
なお、特段の理由があるときは、大鹿村内で生産された原材料を使って大鹿村外で製造又は加工したものも可とする。
 - ② 大鹿村内で製造又は加工されたものであること（大鹿村外の原材料を使用）。
 - ③ 既に大鹿村の特産品として広く認知されているものであること。
 - ④ 大鹿村と伝統文化的な関わりがあるものであること。
- (2) 生産体制等については、次に掲げる要件すべてを満たすものであること。
 - ① 継続的な生産体制が整っていること。
 - ② 個々の品質規格に基づく出荷が行われること。
 - ③ J A S 法並びに食品衛生法等の関係法令に違反していないものであること。

(認定申請)

第4条 「大鹿景清・鹿丸のお墨付商品」として認定を受けようとする事業者（以下、「申請者」という。）は、協議会が定める日までに、「大鹿景清・鹿丸のお墨付商品」認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて協議会に提出しなければならない。

- (1) 「大鹿景清・鹿丸のお墨付商品」認定申請商品調書（様式第2号）
- (2) 「大鹿景清・鹿丸のお墨付商品」認定（更新）に係る誓約書（様式第3号）
- (3) その他協議会が必要と認める書類

(認定の審査及び決定)

第5条 協議会は、前条の規定による申請があったときは、執行部会において認定審査会を開催し、当該申請の内容について審査するものとする。

なお、必要に応じて各部会員のうちから審査員として認定審査会に参加させることができるものとする。

- 2 執行部会は、前項の認定審査会の結果、認定を決定したときは、当該申請者に対し、「大鹿景清・鹿丸のお墨付商品」認定書（様式第4号）（以下「認定書」という。）を交付するとともに、必要な情報をホームページ等で公表するものとする。
- 3 執行部会は、認定基準に不適合又は「大鹿景清・鹿丸のお墨付商品」として認定することがふさわしくないと判断するときは、その理由を付して、認定しない旨を「大鹿景清・鹿丸のお墨付商品」不認定通知書（様式第5号）により、当該申請者に対し、通知するものとする。

(認定の有効期間)

第6条 認定期間は、執行部会が決定した日から起算して3年とする。

(認定の更新)

第7条 認定を受けた者（以下、「認定事業者」という。）は、前条の認定期間終了後においても引き続き認定を受けようとするときは、認定期間の更新をすることができるものとする。

- 2 前項の規定により認定期間の更新を申請する者は、その認定期間が満了する60日前までに、「大鹿景清・鹿丸のお墨付商品」認定更新申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて協議会に提出しなければならない。
 - (1) 「大鹿景清・鹿丸のお墨付商品」認定申請商品調書（様式第2号）
 - (2) 「大鹿景清・鹿丸のお墨付商品」認定（更新）に係る誓約書（様式第3号）
 - (3) その他協議会が必要と認める書類
- 3 更新に際しての審査等は、第5条及び第6条を準用するものとする。

(認定内容の変更)

第8条 認定事業者は、「大鹿景清・鹿丸のお墨付商品」の認定申請事項に変更が生じたときは、すみやかに、「大鹿景清・鹿丸のお墨付商品」認定申請事項変更届出書（様式第7号）により協議会に届け出なければならない。

- (1) 申請書類の内容に変更が生じたとき。
- (2) 認定基準に適合しない状況に至ったとき。
- (3) その他、協議会への届け出が必要と認める事項が生じたとき。

(認定事業者の責務)

第9条 認定事業者は、この要綱に定める事項を誠実に遵守するとともに、次の各号の事

項について特に留意するものとする。

- (1) 「大鹿景清・鹿丸のお墨付商品」の品質管理の徹底及び品質の向上に努めること。
- (2) 消費者、流通・販売関係者等に対し、「大鹿景清・鹿丸のお墨付商品」の積極的な情報の発信に努めること。
- (3) 「大鹿景清・鹿丸のお墨付商品」の生産、製造、流通及び販売等において、当該商品に係る事故又は苦情等（以下「事故等」という。）が発生したときは、その一切の責任を負うものとし、事故等の解決に向けて、誠意をもって必要な措置を講じること。

（協議会の責務）

第10条 協議会は、消費者等に対し当該制度及び「大鹿景清・鹿丸のお墨付商品」の周知に努めるとともに、当該商品の生産、製造及び流通に向けた取組を支援する。

- 2 認定制度の管理を行うこと。

（認定の表示）

第11条 認定事業者は、「大鹿景清・鹿丸のお墨付商品」として認定を受けたものであること及び自らが認定事業者であることを表示することができる。

- 2 前項の表示は、別に定める「大鹿景清・鹿丸のお墨付商品」認定証票（以下「認定証票」という。）（ロゴマーク）により行うことができる。
- 3 認定証票は、「大鹿景清・鹿丸のお墨付商品」以外に表示してはならない。
- 4 認定証票の表示に関する費用は、認定事業者が負担するものとする。
ただし、協議会が定める場合においては、当分の間、協議会が負担する。
- 5 協議会は、認定証票の使用状況について必要に応じて報告を求めることができる。

（実績報告）

第12条 認定事業者は、「大鹿景清・鹿丸のお墨付商品」の販売実績等について、当該年度の状況を、「大鹿景清・鹿丸のお墨付商品」実績報告届出書（様式第8号）により協議会が定める日までに協議会に報告するものとする。

（認定後の改善指示）

第13条 協議会は、必要と認めたときは認定事業者に対して報告を求め、必要なときは改善指導を行うことができるものとする。

（認定の取り消し）

第14条 協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (2) 認定基準に適合しなくなったとき。

- (3) その他、「大鹿景清・鹿丸のお墨付商品」の信用を著しく損なう行為があったとき。
- 2 協議会は、前項の規定に該当するときは、その理由を付して認定事業者に対して通知するものとする。
- 3 第1項の規定により認定の取消しを受けた認定事業者は、その取消しの日から1年を経過しなければ、新たな認定申請を行うことができない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月4日から施行する。

※様式 略